

技術名称：環境配慮型ウレタン塗膜防水工法（補強布不要）「カイザーコート工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

日新工業株式会社
代表取締役社長 相臺 志浩
東京都足立区千住東二丁目 23 番 4 号

1.2 技術の名称

環境配慮型ウレタン塗膜防水工法（補強布不要）「カイザーコート工法」

1.3 技術の概要

本技術は、JIS A 6021：2022 ウレタンゴム系建築用塗膜防水材料の高伸長形・高強度形の両区分に適合した特定化学物質障害予防規則に非該当の環境配慮型ウレタン防水材料（以降「両区分適合塗膜防水材料」という）を用いて、補強布を不要としたウレタンゴム系塗膜防水工法を対象とする。

本工法は、補強布無しで補強布有りの国土交通省「公共建築工事標準仕様書」の X-2 仕様及び日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS8 防水工事」の L-UFS 仕様に適合する工法と同等の性能が発揮されることから、補強布導入工程を省略でき、施工の省力化が可能な防水工法である。防水材料の組み合わせとしては、両区分適合塗膜防水材料のみを用いた構成（以降「両区分適合塗膜防水材料仕様」という）と、高伸長形塗膜防水材料と両区分適合塗膜防水材料を塗り重ねた構成（以降「高伸長形塗膜防水材料複合仕様」という）がある。

1.4 適用範囲等

本工法は、建築物の屋根、屋上、庇、バルコニー、ベランダ、開放廊下などの防水工事を施工する場合に適用する。施工する下地は、それぞれ以下の通りとする。

種類	適用下地
新築工事	鉄筋コンクリート、P C a 部材
改修工事	既存ウレタン塗膜防水層

2. 開発の趣旨

X-2 仕様及び L-UFS 仕様は、ウレタン塗膜防水層内に補強布を敷設して下地の亀裂等に対する抵抗性を向上させた仕様であるが、この仕様には、次のような問題点がある。

- ・補強布を張付けるためのウレタン防水材料の施工、及び補強布張付けの施工を行う必要があり、作業工程が多く作業効率がよくない。

本工法は、JIS A 6021:2022 ウレタン塗膜防水材料の高伸長形・高強度形の両区分を満たす高物性塗膜防水材料を用いることで、補強布敷設の工程を省略することができ、作業員数の削減や作業日数の短縮により施工の省力化が図れる技術である。

3. 開発の目標

- (1) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法と同等の防水性能を有していること。
- (2) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法より工程数が減ること、作業員数の削減

減や作業日数の短縮による施工の省力化が図れること。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

- (1) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法と同等の防水性能を有していることの確認

- ① 本工法で使用するウレタン塗膜防水材と X-2 仕様及び L-UFS 仕様に適合する工法で使用するウレタン塗膜防水材について、JIS A 6021:2022 における屋根用塗膜防水材の性能との比較

- ② 本工法の防水層と X-2 仕様及び L-UFS 仕様に適合する工法の防水層の日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS8 防水工事（2022）付録 付 8. JASS8 T-501-2014「メンブレン防水層の性能評価試験」による性能試験結果の比較

- (2) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法より工程数が減ることで、作業員数の削減や作業日数の短縮による施工の省力化が図れることの確認

- ① 工程数の比較

- ② 作業員数及び作業日数の比較

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法と同等の防水性能を有しているものと判断される。

- (2) 「X-2 仕様」及び「L-UFS 仕様」に適合する工法より工程数が減ることで、作業員数の削減や作業日数の短縮による施工の省力化が図れるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工に当たっては、標準施工方法及び施工要領書に基づき適切に実施すること。
- (2) 管理者及び作業者が本技術の標準施工方法及び施工要領書等について事前に十分な理解が得られるよう配慮すること。

9. 審査証明経緯

- (1) 2024 年 11 月 12 日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2025 年 10 月 31 日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5 年間（2030 年 10 月 30 日まで）とする。